



年金払積立傷害保険を
ご契約いただく皆様へ

重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）

この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。年金払積立傷害保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「契約概要」の「用語のご説明」に記載しています。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約のしおり、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

- (1)年金払積立傷害保険は、被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において、事故（※1）によるケガ（※2）のため亡くなられたり、重度後遺障害を被られた場合に、保険金をお支払いします。被保険者の範囲は、申込書の被保険者欄に記載のご本人のみに限定されます。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」について
「急激」とは 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
「偶然」とは 「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
「外来」とは ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

- (2)また、保険契約が有効に存続しているかぎり、保険期間の途中から、保険期間満了までの間、約定の金額を年金払の給付金として、毎年お支払いします。詳細は後記「4. お支払いする給付金について」の項目をご確認ください。

2 補償内容

- (1)保険金をお支払いする場合
お支払いする保険金は次のとおりです。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

Table with 3 columns: 保険金の種類, 保険金をお支払いする場合, お支払いする保険金の額

- (2)保険金をお支払いできない主な場合
「注意喚起情報」の「6. 保険金をお支払いできない主な場合」の項目をご確認ください。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

3 保険期間

- この保険の保険期間は、契約開始時から最終の給付金支払日（※）までの期間のことをいいます。14年からの64年までの整数年のなかからお選びいただくことができます。ただし、ご契約の条件によって制約があります。実際にご契約いただくお客様の保険期間については、申込書をご確認ください。
なお、保険期間満了日（最終の給付金支払日）午後4時以降に被ったケガに対しては保険金をお支払いしません。
（※）給付金を年2回、4回、6回に分割してお受け取りになる場合でも、「給付金支払日」は保険期間の初日当日となります。また、最終の給付金支払日午後4時以降は、給付金を分割してお受け取り中であっても、保険期間外となります。

4 引受条件（保険金額等）

- (1)保険金額
■ご契約いただく保険金額は、死亡・重度後遺障害保険金額で、いずれも保険料払込期間の最終年度から保険期間満了時までの金額となります。実際にご契約いただくお客様の保険金額については、申込書をご確認ください。
■保険期間の初年度の保険金額は、保険料払込期間の最終年度の保険金額の15%相当額とし、以後、第2保険年度から保険料払込期間の最終年度までの保険金額は、下記の算式のとおり、1年ごとに増します。

【第2保険年度から保険料払込期間の最終年度までの保険金額】
第1保険年度 + (給付金支払開始時の保険金額 - 第1保険年度の保険金額) × (経過期間 - 1)
の保険金額 (保険料払込期間 - 1)

- 保険料払込期間の最終年度以降の保険金額は、保険期間満了時まで一定の金額となります。
(2)ご契約者について
個人のみのお引受けになります。
(3)被保険者の年齢について
■被保険者は、契約開始時における満年齢が16歳以上65歳未満の方にかぎります。
■給付金支払開始日における満年齢が50歳以上75歳未満、かつ、保険期間満了日における満年齢が81歳未満となるようにご加入ください。

2. 保険料

- (1)保険料は基本給付金額、保険料払込期間、給付金支払期間および保険期間等により決定されます。実際にご契約いただくお客様の保険料については、申込書をご確認ください。
(2)保険料の払込みの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。なお、このご契約について、取扱代理店が金融機関（※）である場合、お客さまからの保険料領収証の発行のご請求がないときは、保険料領収証の発行を省略します。また、団体扱・集団扱のご契約の場合もしくは口座振替による保険料の払込みの場合も保険料領収証の発行を省略します。
（※）金融機関とは、銀行（都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行等）や信用金庫、信用組合等をいいます。

3. 保険料の払込方法について

- (1)保険料の払込方法は、複数の回数に分けてお払いいただく分割払となります。分割回数および払込方法によっては、保険料が割増となります。
(2)保険料払込期間は6年以上40年以下の整数年のなかからお選びいただくことができます。（保険料払込期間と据置期間は10年以上とします。）ただし、ご契約の条件によって制約があります。実際にご契約いただくお客様の保険料払込期間は、申込書をご確認ください。
(3)団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、団体・集団等と損保ジャパンの間で集金事務の委託契約を交わしている場合で契約者および被保険者がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

Table with 3 columns: 加入条件 (団体扱・集団扱の対象となる方), 注意, 団体扱・集団扱の対象とならない方の例

(※)団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。
(注1)集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件ご確認のお願いをしています。
(注2)ご加入条件の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. お支払いする給付金について

- (1)給付金支払開始日から保険期間満了までの間、毎年保険始期前日に第1回基本給付金額と同額（※1）をお支払いします。
（※1）「定額払」の場合。「定額以上増払」の場合については、初回は、第1回基本給付金額をお支払いし、第2回以降は、前回の基本給付金額に第1回基本給付金額の5%相当額を加算した金額をお支払いします。
なお、給付金のお支払いの手続きについては、事前に損保ジャパンからご連絡します。
(2)お払いいただいた保険料のうち積立部分の保険料は、損保ジャパンが責任をもって運用し、給付金支払開始日までの運用利回りが、所定の期間（※2）を通過して予定の利回りを超えた場合に、損保ジャパン所定の方法で計算してお支払いする契約者配当金を増額給付金として基本給付金に加算してお支払いします。
（※2）所定の期間とは、給付金支払開始日までの期間が10年を超える場合は、10年ごとに、また10年未満の端年数がある場合は、その期間をいいます。
(3)給付金支払開始日以降に、積立部分の運用利回りが所定の期間（※3）を通過して予定の利回りを超えた場合に、損保ジャパン所定の方法で計算してお支払いする契約者配当金を加算給付金として基本給付金および増額給付金に加算してお支払いします。
（※3）所定の期間とは、給付金支払開始日からその給付金支払日までの期間が10年を超える場合は、10年ごとに、また10年未満の端年数がある場合および10年を超えない場合は、その期間をいいます。
(4)積立部分の保険料の運用利回りが所定の期間を通過して予定の利回りを超えなかった場合、増額給付金および加算給付金はお支払いしません。
(5)給付金お支払い開始後、ご契約が解除または失効（保険金のお支払いによりご契約が終了した場合を除きます。）となった場合は、残りの給付金の積立金相当額（給付金現価）を一括してお支払いします。
(6)死亡保険金をお支払いした場合、または、同一保険年度内に生じた事故で重度後遺障害のその保険年度保険金額の全額をお支払いした場合は、その原因となった傷害事故が発生した時点でご契約は終了し、翌保険年度以降の給付金はお支払いしません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。給付金支払開始日前に、ご契約を解約される場合は、保険料を払い込んだ年月数および経過期間に応じて計算した返れい金をお支払いします。また、給付金支払開始日以降、保険期間中に、ご契約を解約される場合は、その時における将来の保険期間中に支払われる基本給付金に応じて計算した返れい金を給付金受取人にお支払いします。解約返れい金の額は、ご契約内容および解約時期により異なり、多くの場合、払い込まれた保険料を下回ります。解約返れい金の額等の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

6. 契約者貸付制度について

- (1)ご契約は有効なまま、5万円以上をご用意する貸付制度があります。なお、ご用意できる金額は、損保ジャパンの定める範囲内となります。また、質権等が設定されたご契約および原則として保険期間の初日から2か月以内または給付金支払開始日直前5か月以内のご契約については、ご用意できません。（給付金支払期間中もご用意できません。）
(2)給付金支払開始日の前日までに契約者貸付の貸付金の元本と利息の合計額が返済されなかった場合は、基本給付金額を減額することにより返済いただきます。この場合、減額した後の基本給付金額が10万円に満たない場合は、給付金支払開始日にご契約は解除になります。
(3)解約時等に貸付金の元本と利息の合計額が返済されなかった場合、解約返れい金等から貸付金の元本と利息の合計額を相殺します。

7. 取扱代理店が金融機関の場合

- (1)「年金払積立傷害保険」は損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払い込み済みの保険料の返済は保証されておりません。
(2)「年金払積立傷害保険」契約のお申込みの有無が、金融機関とお客さまとの他のお取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。

<用語のご説明> この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

Table with 2 columns: 用語, 用語の定義

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

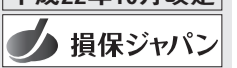
損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ
●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
●事故が起こった場合
【窓口：(株)損害保険ジャパン】
0120-888-089
0570-022808
0120-727-110

重要事項等説明書... (お客様へ) 重要なこと... 契約前に必ずお読みください。 ※はじめに切り離していただきます。

注意喚起情報のご説明 (兼クーリングオフ説明書)

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。この「注意喚起情報」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約のしおり、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

平成22年10月改定



1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

ご契約のお申し込み後であっても、次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

【お申し出できる期間】

クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

○ご契約を申し込まれた日

○本書面を受領された日

【お手続き方法】

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に損保ジャパンの本社に必ず郵便でご通知ください。

【お申し出を受付できない場合】

- 取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。
- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

【宛先およびご通知いただく事項】

<宛先> 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
株式会社 損保ジャパン クーリングオフ受付デスク（本社）行

<ご通知いただく事項>

- ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号
- ご契約を申し込まれた年月日
- ご契約を申し込まれた保険の次の事項
保険種類、証券番号（申込書控の右上に記載してあります。）または領収証券番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。）
- 取扱代理店・仲立人名



【お支払いになった保険料の取扱い】

クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。

【クーリングオフができないご契約】

次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 質権が設定されたご契約
- 保険金請求権または満期返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

2. 告知義務等

1 契約締結時における注意事項（告知義務等）

(1) 申込書の記入にあたっての注意点

申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）には告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※)危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいいます。

<告知事項> この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険、年金払積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

■口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりません。
■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

(2) 死亡保険金受取人の変更について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

(3) 給付金受取人について

- 給付金受取人は、ご契約者または被保険者のいずれかをご指定ください。特にご指定がない場合は、ご契約者となります。
- 給付金支払開始日においてご契約者と給付金受取人が異なる場合は、給付金支払開始日に、契約上の権利義務がご契約者から給付金受取人に移転します。

2 契約締結後における留意事項

(1) 住所または通知先を変更された場合

保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

(2) 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、保険料・基本給付金額の変更を伴うご契約内容の変更（保険料払込方法の変更を除きます。）はご加入時から2年以内は取扱いできません。また、これ以外の場合でもご契約内容の変更を取扱いできない場合があります。

(3) 保険料の払込方法別の留意点について

①月払または団体・集団契約のご契約の場合
保険料は給付金支払開始日の属する月の前月までお支払いいただきます。ただし、給付金支払開始日直近の保険料の払込みについては、手続き（口座振替の場合は口座引落し）を停止し、第1回基本給付金から差し引いて保険料の払込みに充当します。また、据置期間を設定している契約については、保険料払込最終回目までお支払いいただきます。

②団体・集団でのご契約の場合
所属されている企業・集団での損保ジャパンのご契約者数が10名未満になったときは、団体・集団等と損保ジャパンの間の集金事務の委託契約が解除され、団体・集団特約および集団特約が失効することがあります。この場合、その保険年度の未払込保険料を一括してお支払いいただくほか、翌保険年度以降の保険料および払込方法が変更になります。

③保険期間の途中における保険料の一括払（前納）の取扱いにつきましては、ご承知ください。（団体・集団契約の退職等の場合を除きます。）

(4) 保険証券について

①保険証券（または写）は、ご契約内容を記載している重要な書面です。その内容および添付のご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認のうえ、大切に保管してください。保険金、給付金および解約返れい金をお支払いする際に必要となります。

②ご契約締結日より1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

(5) 保険金をお支払いした後の保険金額、給付金の取扱いについて
保険金は、何回お支払いしても、次の保険年度より保険金額が減ることはありません。ただし、被保険者の死亡保険金をお支払いした場合、または同一保険年度内に生じた事故で重傷後遺障害の保険金額の全額をお支払いした場合は、その原因となった傷害事故が発生した時点で、ご契約は効力を失います。この場合、給付金はお支払いしません。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 責任開始期（保険の補償が開始される時期）

保険責任は保険期間の初日の午後4時（申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。保険料は、「初回保険料の口座振替に関する特約（積立用）」等の保険料の払込みに関する特約をセットした場合を除いて、ご契約と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

4. 保険金の請求について

- (1) 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (2) 保険金の請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求書など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書 など
③ 傷害の程度が確認できる書類	死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書 など
④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

- (注1) 事故の内容またはケガの程度に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- (注3) 前記(2)の書類をご提出いただくなど、約款に定める請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 給付金、解約返れい金等の請求について

- (1) 給付金、解約返れい金等の請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出してください。

- ① 給付金（または解約返れい金等）請求書
- ② 保険証券
- ③ ご契約者または給付金受取人の印鑑証明書

なお、保険証券の紛失等、特殊な事情がある場合は上記以外の書類のご提出をお願いする場合があります。詳しい内容につきましては、給付金支払もしくは解約手続き等の際に取扱代理店もしくは損保ジャパンからご案内します。

- (2) 給付金または解約返れい金等の支払日は以下のとおりとなります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

給付金	解約返れい金等
① 第1回給付金 保険期間の始期に保険料払込期間と基本給付金据置期間を加えた始期当日	返れい金の支払事由の発生日（解約日等）またはお手続きの完了日のいずれか遅い日の翌日から20日以内の日とします。
② 第2回以降給付金 毎年の基本給付金支払開始日の当日	

(注) ただし、所定の期日までにお手続きが完了しなかった場合は、給付金支払開始日またはお手続きの完了日のいずれか遅い日の翌日から5営業日以内の日とします。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いしません。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

- 故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為・犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるケガ（テロ行為を除きます。）
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの（原因がわからない場合であってもお支払いしません。）

7. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 「保険料の振替貸付の不適用に関する特約」をセットしない場合
① 保険料は、申込書記載の払込期日までにお支払いください。
② 保険料が払込猶予期間^(※1)中に払い込まれない場合であらかじめ反対の申し出がないときは、払い込み済みの保険料の一定の範囲内で未払込保険料相当分を自動的にご契約者に貸し付け、保険料の払込みに充当します。（保険料の振替貸付といいます。）なお、貸付金に対して利息が別途加算されます。
③ 給付金支払開始日の前日までに貸付金の元本と利息の合計額が返済されなかった場合は、基本給付金額を減額することにより返済いただきます。この場合、減額した後の基本給付金額が10万円に満たない場合は、給付金支払開始日にご契約は解除になります。
④ 解約時等に貸付金の残高がある場合、解約返れい金等から貸付金の元本と利息の合計額を相殺します。
⑤ 貸付金が一定額の範囲を超える場合は、ご契約は効力を失います。（ご契約の存続ができません。）
(※1) 払込期日の属する月の翌月末日をいいます。
- (2) 「保険料の振替貸付の不適用に関する特約」をセットする場合
① 保険料は、申込書記載の払込期日までにお支払いください。
② 払込猶予期間^(※2)中に保険料の払込がない場合、ご契約は払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。（ご契約の存続ができません。）
(※2) 故意により払い込みが遅延した場合等を除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の25日までの期間をいいます。
- (3) (1)および(2)における失効返れい金について
ご契約が効力を失った場合は、保険料を払い込んだ年月数および経過期間に応じて計算した額を失効返れい金としてお支払いします。失効返れい金の額は、ご契約内容および失効時期により異なります。なお、失効返れい金の額が20万円未満の場合は、原則として、ご契約者あてに送付する「振替払出証書」によるお支払いとします。

8. 解約と解約返れい金

「契約概要」の「5. 解約返れい金の有無」の項目をご確認ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い（平成24年3月現在）

- (1) 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金、給付金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- (2) この保険については、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金、給付金および解約返れい金等の9割^(※)までが補償されます。
(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、補償割合が追加で引き下げとなる場合があります。
また、経営破綻時以降、ご契約に適用される積立部分の予定利率等が変更される可能性があり、その場合は給付金および解約返れい金等が上記補償割合を下回ることになります。
なお、今後の法改正等によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

10. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱い扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。
- ④ 損保ジャパンが、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。
損保ジャパンの個人情報保護宣言、損保ジャパンのグループ企業や提携先企業、等については損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）をご覧ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

● 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただきます場合がございます。	● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関） 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。	● 事故が起こった場合 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートデスクへご連絡ください。
【窓口：(株)損害保険ジャパン】 0120-888-089 受付時間 平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業) <インターネットホームページアドレス> http://www.sompo-japan.co.jp	【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】 0570-022808 受付時間 平日：午前9時15分～午後5時 <インターネットホームページアドレス> http://www.sompo.or.jp/	0120-727-110 受付時間 平日：午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）24時間 ※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。